

## 会員事業所各位

玉島商工会議所  
会頭 守永 一彦  
(公印省略)

【共済・福祉制度引受会社】  
アクサ生命保険株式会社  
岡山支社長 伊藤 大介

### 「玉島商工会議所共済・福祉制度」からのご案内

拝啓 新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、また、感染拡大によりご不安な日常生活や事業運営を余儀なくされていらっしゃる皆さんに、謹んでお見舞い申しあげます。

平素は商工会議所の運営にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、玉島商工会議所では「福祉制度キャンペーン」を5/1～6/30に実施いたします。本推進月間は、『会員事業所への寄り添い』を合言葉に玉島商工会議所職員とアクサ生命推進員によるフォロー活動が、会員事業所の福祉向上の一助となることを主な目的としています。

会員事業所の皆様のお役に立つ情報提供をさせていただきますので、当所職員・アクサ生命推進員がご連絡させていただいた際には、是非ご協力いただきますようお願い申し上げます。

玉島商工会議所共済・福祉制度引受会社であるアクサ生命保険株式会社は、新型コロナウイルス感染拡大に伴うご契約に関するサービス取扱いを下記の通り実施しておりますので、併せてご確認いただけますようお願い申し上げます。

敬具

#### ◇新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う対応について

##### 【保険料のお払込みについて】

保険料をお払込み中のご契約について、お客さまからのお申し出により、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長2021年10月31日まで延長いたします。(※1)

保障の継続のためには、猶予期間分の保険料を2021年10月31日までお払い込みいただくことが必要です。

(※1)すでに保険料払込猶予期間延長をご利用中のご契約については、追加の延長はご利用になれませんのでご了承ください。

##### 【保険金・給付金のお支払いについて】

\* 指定感染症の分類などが見直された場合、以下の対応が変更されて、お支払の対象外となる可能性があります。

##### ＜死亡保険金のお支払いについて＞

新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は死亡保険金のご請求対象となります。

災害保険金等のお支払いにつきましては、当該感染症を直接の原因としてお亡くなりになった場合「災害割増特約」等のお支払対象としてお取扱いいたします。また、保険金の削減支払等の条件が付加されている保険契約において、新型コロナウイルス感染症によって支払事由に該当した場合、保険金削減等を行わないお取扱いをいたします。

##### ● 対象商品と内容 (\*①、②、③ともに医師の診断が必要です)

##### ① 生命共済制度 <福祉団体定期保険または定期保険(団体型)>

対象期間中に新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障害状態に該当した場合には、災害保障特約等に基づく災害保険金もお支払い対象いたします。

## ② 災害保険金、災害高度障害保険金等の災害に関する保障がある個人保険契約

対象期間中に新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障害状態に該当した場合には、災害死亡保険金・災害高度障害保険金等の支払対象といたします。

## ③ 契約条件（保険金の削減支払等）がある個人保険契約

対象期間中に新型コロナウイルス感染症によって保険金・給付金の支払事由に該当した場合には、保険契約上、保険金削減・給付金不支払等の条件が付加されていても、削減・不支払を行わない取扱いといたします。

### ＜入院給付金のお支払いについて＞

新型コロナウイルス感染症は、疾病に該当しますので、新型コロナウイルス感染症の治療を目的とした入院は（疾病）入院給付金のお支払い対象となります（※2）。

また、新型コロナウイルス感染症に罹患された場合で、医療機関の事情等により、ご自宅またはその他病院等と同等とみなされる施設（ホテル等の滞在型施設）で治療を受けられた場合も、その治療期間に関する医師や保健所の証明書等をご提出いただくことで、入院給付金のお支払い対象としてお取扱いいたします。

※2 ご契約内容によっては、入院給付金のお支払いに所定の入院日数が必要となる場合があります。

### ＜オンライン診療による通院給付金のお支払いについて＞

新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止のため、今後は医師によるオンライン診療が増加することが予想されます。当社は、従来からオンライン診療を受診された場合も、約款に定める「通院」の対象としてお取扱いいたしております。

オンライン診療（遠隔診療）とは：病院やクリニックに受診することなく、スマートフォンやパソコンを通して遠隔で診療を受けることができる診療方法です。通院給付がある商品・特約の場合、オンライン診療につきましては医療機関での受診ではないものの、約款規定上の通院に準ずるものとして、お支払対象と判断いたしております。

### ＜保険金・給付金のご請求手続きについて＞

お申し出により、ご請求手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易なお取扱いをいたします。

### ＜保険契約の更新手続きの遅及対応について＞

ご契約の更新の手続きに際して、期日までのご対応が難しい場合については、お申し出により、更新日に遅った手続きを行う等の対応を行います。

※ご契約の際には「商品パンフレット」「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ）」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

#### 【上記内容に関するお問合せ先】

本件に関するご確認・お問い合わせは、アクサ生命営業担当者または下記カスタマーサービスセンターにて承ります。

アクサ生命 カスタマーサービスセンター

0120-568-093

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00

（日・祝日、12月30日～1月4日を除きます。）

【当文書問い合わせ先】 〒 710-0824 倉敷市玉島中央町 2-3-12

玉島商工会議所

TEL 086-526-0131

【共済・福祉制度引受会社】 〒 710-0824 倉敷市白楽町 249-5 倉敷商工会館 4F

アクサ生命保険株式会社 倉敷営業所

TEL 086-425-0631

詳しくはアクサ生命ホームページ（<https://www.axa.co.jp/>）をご参照ください。